

比較家族史学会監修,
加藤彰彦・戸石七生・林研三編著

『家と共同性』(家族研究の最前線①)

日本経済評論社 2016年 x+369 ページ

しげ とみ しん いち
重 富 真 一

本書は、比較家族史学会シンポジウムでの報告討論をもとに書き下ろされた14本の論文からなる。その序章で、編者は以下のように問題意識を述べる。すなわち、家についての研究は蓄積されてきたが、議論はむしろ拡散してしまった。家についての研究者は、自身の研究対象について詳しい知見を得ても、他の時代、他の地域、他の階層について手薄になる。家に関わる諸現象を理解するためには、時間、空間、階層の三次元を方法論的に自覚する必要がある。

編者は序章で「家」なるものをあらかじめ定義せず、その意味内容を執筆者に委ね、終章で学問分野を超えて利用可能な理論的定義を探るとしている。分析対象が何かを定義せずに比較するということがいかにして可能なか。興味深いところであるが、ともかく各章の内容紹介に進もう。

第1部「家社会の成立史」では4論文が日本で「家」が成立した時期を論じている。第1章では、百姓の家を「家産・家業・家名などを、運営主体たる家長の家族内において、基本的には父系直系のラインで代々継承することによって、超世代的な永続を希求する社会組織」(26ページ)と定義する。そして家産の成立時期から百姓の家の成立期を特定する。第2章では宮座に注目し、家が格をもって成立する時期から家の成立を論じる。第3章は百姓株式という一種の身分が家の分類に使われる時期から、家の成立をみている。第4章では宗門人別改帳のデータから、長子相続という家の継続をもたらす制度の成立期を検討している。

第2部は「近現代における家社会の展開」で、4つの章が含まれる。第5章は「先祖代々の墓」というものが普及してきた時期などから、「家意識」の成立をみる。第6章は商家である三井家を取りあげて、近代でも同族的なものを残す家の形が描かれる。第7章は明治民法制定と改正過程を検討し、近世の

家が近代的な法体系の中にどう取り込まれ、どう改変されたかを示す。第8章では、東北地方の同族団が高度経済成長以後にも姿を変えて再生産されていることが述べられる。

ここまでの8章は、いずれも第1章の定義を構成する要素の成立や変化を歴史的に確認するものである。日本の歴史研究者の中では、「家」についての定義が共有されているといえよう。

第3部は「国際比較の視点から」と題して、4つの論文が収められている。台湾漢民族の家では(第9章)、婚出した女性が実家から経済的、社会的支援を受け続けており、家族を超えた関係は父系親族に限られないという。韓国の場合(第10章)、祭祀権は長男が、物的財産は次男以下も相続するから、日本の家の継続とは異なった形をとっている。植民地以前の西インドでは(第11章)、百姓株をもつ農民は土地を処分する際に、同じ父祖から生まれた男系の子孫とその妻達からなる合同家族の合意を必要としたという。スウェーデンでは(第12章)、親族家族内で代々継承される農民農場(世襲農場)が18世紀から20世紀にかけて成立したとされる。

本書のまとめとなる終章では、家が「家族によって所有され世帯間で継承される社会組織」と定義される。また全国的な村落サーベイデータに基づき、家と村の属性の地理的分布が示される。しかしこの定義は、12本の論考が捉えた「家」の特色から帰納的に導かれたものではなく、著者が自らの研究に基づいて定めた定義というべきものである。たしかに、家族を超えて血縁や姻戚関係(擬似的なものも含む)で繋がる何ものかを「家」とすることによって、日本以外の「家」的なものとの比較が可能となるかもしれない。はじめからこういう定義が頭にあるのであれば、定義を先に示してから、それを基準として比較研究がなされるべきであった。

編者の意欲的な課題設定にもかかわらず、上記のような共同研究プランのために本書は論文集の印象をぬぐいきれない。しかし本書は、全体としてよりも個々の論文で評価されるべきであろう。家族研究の「最前線」を論じるためには、本書所収各論文のように深く掘り下げた議論が必要であり、相互の調整が難しくなるのはやむを得ないように思われる。

(明治学院大学国際学部教授)